

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険のお知らせ

8月1日から、 保険証等が 新しくなります



国保

■「被保険者証(保険証)」の更新

8月1日(土)から使用する保険証(橙色)を、7月中旬に郵送します。現在使用している保険証(水色)は、8月1日以降ご自分で廃棄してください。



■「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

医療機関を受診するときに、保険証に添えて認定証を提示すると、支払い時の負担が限度額までになります。現在の認定証の有効期限は7月31日(金)です。新しい認定証が必要な人は再度申請してください。

■保険証、現在お持ちの認定証、来庁者の本人確認書類(免許証等)、世帯主と対象者のマイナンバーカード等
※適用区分「オ」か「II」の認定後12カ月以内の期間の入院日数が90日を超えた場合、申請により食事代がさらに減額になります。該当者は入院日数が確認できる書類(領収書、入院証明書など)を持参してください。

申請場所 保険年金課、各支所(御調地域は御調保健福祉センター)
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送申請も可能です。市ホームページの申請書に記入し、保険証のコピーを添付してください。

■電話 保険年金課 (☎0848-38-9142)

後期

■「被保険者証(保険証)」の更新

8月1日(土)から使用する新しい保険証(紫色)を7月中旬に広島県後期高齢者医療広域連合から送付します。現在使用している保険証(橙色)は、8月1日以降ご自分で廃棄してください。



■「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

医療機関を受診するときに、保険証に添えて提示すると、支払い時の負担が限度額までになります。今までに認定証の手続きをしたことがあり、今年度の所得区分が非課税世帯か課税世帯(現役並み所得者IとIIに限る)の人には、保険証に同封して送付します。

■電話 保険年金課 (☎0848-38-9135)
広島県後期高齢者医療広域連合 (☎082-502-3010)

介護

■介護保険負担限度額認定証

介護保険施設に入所したときや、短期入所サービスを利用したときに、申請により食費・居住費の負担を軽減するものです。現在の認定証の有効期限は7月31日(金)です。新しい認定証が必要な人は、再度申請してください。※初めての申請も随時受け付けています。

■要介護・要支援認定を受けている人で、次のすべてに該当する人か、生活保護受給者

①本人および世帯全員(世帯分離している配偶者含む)が市民税非課税

②預貯金等が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下

■特①印鑑
②本人と配偶者のすべての預貯金通帳等の写し(金融機関、支店名、口座番号、名義人、原則申請日前2カ月の残高(非課税年金を含む年金振込履歴)のわかるもの)
申請場所 高齢者福祉課、各支所(御調地域は御調保健福祉センター)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送申請も可能ですが、申請書の記入誤り、添付書類に不備がないよう十分ご確認ください。

■電話 高齢者福祉課 (☎0848-38-9118)

令和2年度の 保険料が 決定しました

7月中旬に、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の賦課決定通知書を送付します。

第1期の納期限は、7月31日(金)です。年金から差し引きされている人は、4・6月に2月の保険料額と同額が仮徴収されています。

国民健康保険料の賦課決定通知書は、世帯主宛に送付します。

■電話 市民税課 (☎0848-38-9145)

国保

国民健康保険料

国民健康保険料は、「医療分」「後期支援分」「介護分」の合算で算出されています。

■賦課限度額が変わります

賦課額には上限が設けられており、所得が多い世帯でも限度額までしか賦課されません。令和2年度から、「医療分」と「介護分」の金額が次のように変わりました。

医療分 63万円(前年度は61万円)
後期支援分 19万円(変更なし)
介護分 17万円(前年度は16万円)

■所得の低い世帯の軽減判定基準が変わります

世帯主と被保険者全員の前年所得の合計額によって、均等割(世帯の被保険者数に応じて計算)と平等割(1世帯あたりで計算)が軽減される措置があります。

令和2年度から、軽減判定所得が次のように変更され、対象が拡充されました。

7割軽減
前年の所得金額が33万円以下の世帯(変更なし)
5割軽減
前年の所得金額が33万円+28.5万円(前年度は28万円)×被保険者数 以下の世帯
2割軽減
前年の所得金額が33万円+52万円(前年度は51万円)×被保険者数 以下の世帯

後期

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、前年の所得をもとに、「均等割額」と「所得割額」を合算した金額で算出されます。

■保険料が変わります

均等割額 46,451円(前年度は45,500円)
所得割率 8.84%(前年度は8.76%)
限度額 64万円(前年度は62万円)

■所得の低い人の均等割額の軽減判定基準が変わります

世帯主と被保険者全員の前年所得の合計額によって、均等割額が軽減される措置があります。

令和2年度から、軽減率及び軽減判定所得の一部が次のように変更されました。

軽減率	軽減後の均等割額(年額)	世帯主と世帯内被保険者全員の合計所得額
7.75割軽減(前年度は8.5割)	10,451円(前年度は6,825円)	前年の所得金額が33万円以下で、下記以外
7割軽減(前年度は8割)	13,935円(前年度は9,100円)	前年の所得金額が33万円以下で、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他所得なし)
5割軽減(変更なし)	23,225円(前年度は22,750円)	前年の所得金額が33万円+(被保険者数×28.5万円)以下
2割軽減(変更なし)	37,160円(前年度は36,400円)	前年の所得金額が33万円+(被保険者数×52万円)以下

※令和2年度において7割軽減に該当する人は、介護保険料の軽減(市民税非課税世帯のみ)や年金生活者支援給付金の支給の対象となる場合があります。

介護

介護保険料

介護保険の加入者は、65歳以上の第1号被保険者と、40~64歳の第2号被保険者に区分されています。65歳以上の人の介護保険料は、世帯の課税状況と被保険者本人の収入などにより決定されます。

■65歳以上で所得の低い人の介護保険料が軽減されます

11段階に分かれている介護保険料の階層のうち、所得の低い人にあたる第1~3階層の保険料が次のとおり変更されました。

区分	対象者	保険料額(年額)
第1段階	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額との合計が80万円以下の人	21,500円 (前年度26,900円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額との合計が120万円以下の人のうち、第1段階以外の人	30,900円 (前年度39,900円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額との合計が120万円を超える人	51,000円 (前年度52,800円)

※合計所得金額がマイナスの場合は0円で計算。